

## Q & A

### Q 1 : 太陽光発電

太陽光発電による売電を始めましたが、電気供給業に該当しますか？

A 1 : 該当します。地方税法における「電気供給業」とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者に対し電気を供給する事業をいいます。実際に電気を供給している実態のある事業をいい、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者であるか否かを問いません。太陽光発電の場合、売電を行っている場合には地方税法の電気供給業（発電事業等）に該当しますが、全量自家消費している場合には地方税法の電気供給業には該当しません。

### Q 2 : 準備期間

太陽光発電を行うために設立された法人ですが、発電施設の建設を行っているだけで、まだ電気供給を開始していない事業年度の課税はどうなりますか？

A 2 : 現に電気の供給を行っていない間は、地方税法における「電気供給業」には該当しません。所得割（資本金が1億円超の場合は、付加価値割及び資本割も含む。）により申告してください。

### Q 3 : 無人の設備

他県において無人の太陽光発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか？

A 3 : 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告義務はありません。

### Q 4 : 小売電気事業者

平成28年4月1日から電力の小売全面自由化が開始となりました。当社は経済産業大臣の登録を受けて一般家庭向けに電気を販売する小売電気事業者ですが、この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか？

A 4 : 該当します。地方税法における「電気供給業」とは、実際に電気を供給する実態のある事業をいいます。一般の需要に応じて電気を供給する小売供給を行う場合は、小売電気事業等に該当します。

### Q 5 : 電気事業法の届出を要しない事業形態

当社は発電設備等が一定規模未満のため電気事業法の届出が不要ですが、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか？

A 5 : 該当します。地方税法における「電気供給業」とは、実際に電気を供給する実態のある事業をいいます。自らが維持し運用する発電設備等を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電している場合は、発電事業等に該当します。

Q 6 : 子会社等への電気供給

自社の工場で発電した電気の一部分を工場敷地内にある子会社に供給しています。この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか？

A 6 : 該当します。地方税法における「電気供給業」とは、実際に電気を供給する実態のある事業をいいます。この場合、発電事業等に該当します。

Q 7 : 異動届

新しく電気供給業を開始しましたが、法人異動届は必要ですか？

A 7 : その旨の法人異動届を提出してください。

Q 8 : 中間申告

中間（予定）申告は必要ですか？

A 8 : 収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える法人は、法人事業税及び特別法人事業税について、原則中間申告納付（予定申告又は仮決算に基づく中間申告納付）をしなければなりません。

Q 9 : 消費税

料金とあわせて収入する消費税の金額は収入金額に含めますか？

A 9 : 消費税（地方消費税含む。以下同じ）の金額は、原則収入金額に含めません。ただし、免税事業者等で消費税として納税しない金額については、収入金額に含めてください。

Q 10 : 繰越欠損金

所得等課税事業と電気供給業を併せて行っており、それぞれの課税標準額を区分計算により算定しています。この場合、所得等課税事業で生じた繰越欠損金を収入金等課税事業に係る所得から控除できますか？

A 10 : できません。各事業年度の収入金等課税事業（小売電気事業等及び発電事業等に限る。）及び所得等課税事業それぞれについて生じた欠損金のみを、翌期以降のそれぞれの事業に区分された所得金額から控除することができます。

Q 11 : 繰越欠損金その2

令和2年3月31日以前開始事業年度に生じていた小売電気事業や発電事業に係る繰越欠損金を使用することはできますか？

A 11 : 令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、新方式により当該事業に係る所得割の課税標準を算出する場合には、最初事業年度開始の前日10年以内に開始する各事業年度において、当該事業に係る所得を法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定したものとみなします。

したがって過去事業年度の当該事業に係る繰越欠損金を控除することが可能ですが、小売電気事業等又は発電事業等に係る繰越欠損金の計算の根拠となる資料が必要です。